

新名神・東環開通効果検討会議 規約

(名 称)

第1条 本会議は、「新名神・東環開通効果検討会議」（以下「会議」）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、新名神高速道路（新四日市 JCT～亀山西 JCT）・東海環状自動車道（大安 IC～東員 IC）の開通による影響把握にあたり、関係機関が密接に連携し、開通効果検討および対外的な広報を行うことを目的とする。

(構 成 員)

第3条 会議は、別紙1に掲げる者より構成する。

(会 議)

第4条 会議の会長は、国土交通省中部地方整備局道路部長をもって充てる。

- 2 会長は、検討会議の会務を総括する。
- 3 会長に事故のある場合は、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 会議の運営は、会長が行うものとする。
- 5 会議で次の事項の審議や調整をする。
 - (1) 広報内容及び時期の決定
 - (2) 広報主体の決定
 - (3) 新名神・東環開通関連会議との調整
- 6 会長が必要と認める場合は、別紙1に掲げる者以外の出席を求めることができる。

(ワーキング部会)

第5条 会議にワーキング部会をおき、会議の指示に基づき第4条第5項の事項の検討・調整を行う。

- 2 部会長は、国土交通省中部地方整備局道路部道路計画課長補佐をもって充てる。
- 3 部会長は、ワーキング部会の会務を総括する。
- 4 部会長に事故のある場合は、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 部会の運営は、部会長が行うものとする。
- 6 ワーキング部会は、別紙2に掲げる者をもって構成するが、部会長が必要と認める場合は、別紙2に掲げる者以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 会議、ワーキング部会の事務局は、国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所及び三重河川国道事務所、中日本高速道路(株)名古屋支社、三重県に置く。

(その他)

第7条 本規約に定めのない事項は、協議することとする。

附 則

この規約は、2019年1月31日から施行する。

(別紙1)

新名神・東環開通効果検討会議 委員名簿

	所属	役職	備考
委員	国土交通省 中部地方整備局 道路部	部長	会長
〃	国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路計画課	課長	
〃	国土交通省 中部地方整備局 北勢国道事務所	所長	
〃	国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	
〃	中日本高速道路(株)名古屋支社 建設事業部	部長	
〃	中日本高速道路(株)名古屋支社 総務企画部 企画調整チーム	チームリーダー	
〃	中日本高速道路(株)名古屋支社 建設事業部 企画統括チーム	チームリーダー	
〃	中日本高速道路(株)名古屋支社 名古屋工事事務所	所長	
〃	中日本高速道路(株)名古屋支社 四日市工事事務所	所長	
〃	三重県 県土整備部	部長	
〃	三重県 桑名建設事務所	所長	
〃	三重県 四日市建設事務所	所長	
〃	三重県 鈴鹿建設事務所	所長	
〃	いなべ市 建設部	部長	
〃	東員町 建設部	部長	
〃	菰野町 都市整備課	課長	
〃	四日市市 都市整備部	部長	
〃	鈴鹿市 土木部	部長	
〃	亀山市 産業建設部	部長	

新名神・東環開通効果検討会議 ワーキング部会 会員名簿

	所属	役職	備考
会員	国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路計画課	課長補佐	部会長
〃	国土交通省 中部地方整備局 北勢国道事務所 計画課	課長	
〃	国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 計画課	課長	
〃	中日本高速道路(株)名古屋支社 総務企画部 企画調整チーム	サブリーダー	
〃	中日本高速道路(株)名古屋支社 建設事業部 企画統括チーム	サブリーダー	
〃	中日本高速道路(株)名古屋支社 名古屋工事事務所 工務課	課長	
〃	中日本高速道路(株)名古屋支社 四日市工事事務所 工務課	課長	
〃	三重県 県土整備部 道路企画課高速道推進班	班長	
〃	三重県 県土整備部 道路建設課道路建設班	課長補佐兼班長	
〃	三重県 桑名建設事務所 事業推進室道路課	課長	
〃	三重県 四日市建設事務所 プロジェクト推進室プロジェクト推進課	課長	
〃	三重県 鈴鹿建設事務所 事業推進室幹線道路課	課長	
〃	いなべ市 建設部高速道路対策課	課長	
〃	東員町 建設部建設課	課長	
〃	菰野町 都市整備課	課長	
〃	四日市市 都市整備部都市計画課	参事兼課長	
〃	鈴鹿市 土木部土木総務課	参事兼課長	
〃	亀山市 産業建設部都市整備課	参事兼課長	